経済的に修学困難な生徒に対する授業料減免に係る規程

（目的）

第１条　この規定は、当校にて修学する意欲と能力のある入学者が経済的理由により修学を断念することが無いよう、経済的支援をすることを目的としている。

（対象者）

第２条　対象者は、経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ勉学に対する意欲のある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者である。

（１）生活保護世帯の生徒

（２）個人住民税所得割非課税世帯の生徒

（３）所得税非課税世帯の生徒

（４）保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の生徒

（授業料減免額）

第３条　授業料減免額は以下の金額とする。

入学した年度の授業料の内、200,000 円を減免し、納付金額から減免するものとする。

（申請手続き）

第４条　授業料減免を希望する者は、以下の所定の書類を申請するものとする。

（１）授業料減免申請書

（２）第２条の対象者であることを証明する書類として、次の①又は②の書類

① 所得証明書類（生活保護受給証明書、課税証明書(非課税証明書)、住民税の特別徴収税額通知書など）

② 家計急変等の状況を証明する書類（倒産・解雇による失職や自営業の廃止を証明する書類など）

（申請期間）

第５条　授業料減免を希望する者は、入学願書の受付開始日から入学年度の４月末日までに申請するものとする。

（選考・決定）

第６条　授業料減免を受ける生徒の選考は、書類審査並びに面接の結果を受けて、当校が設置する選考委員会により決定する。

（取消処分）

第７条　授業料減免を受ける生徒が、本校の規則に違反したり、生徒としての本分に反し懲戒処分を受けた場合、並びに除籍処分を受けた場合は授業料減免を取消し、減免額の返還を求めることができる。

（新潟県による経済的支援への申請）

第８条　授業料減免を受ける生徒は、新潟県が行う経済的支援制度に申し込むことができる。但し、以下の条件を了承することを前提とする。

（１）修学支援アドバイザーによる財政的生活設計に対する助言を受ける。

（２）新潟県が行うアンケート等への協力。

（３）取得を目指す技能・資格や、目指している職業などについて、あらかじめ目標を定め、受講後にその結果について自己評価を実施し新潟県に報告する。

なお、新潟県からの経済的支援は、当校が行う授業料減免額の２分の１以内の額又は授業料の４分の１の額のいずれか低い額を最高額として、当校が設置する選考委員会により対象者を決定する。

附　則

この規程は、平成２７年３月１日から施行する。